

建築基準法第51条の規定による汚泥の乾燥施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

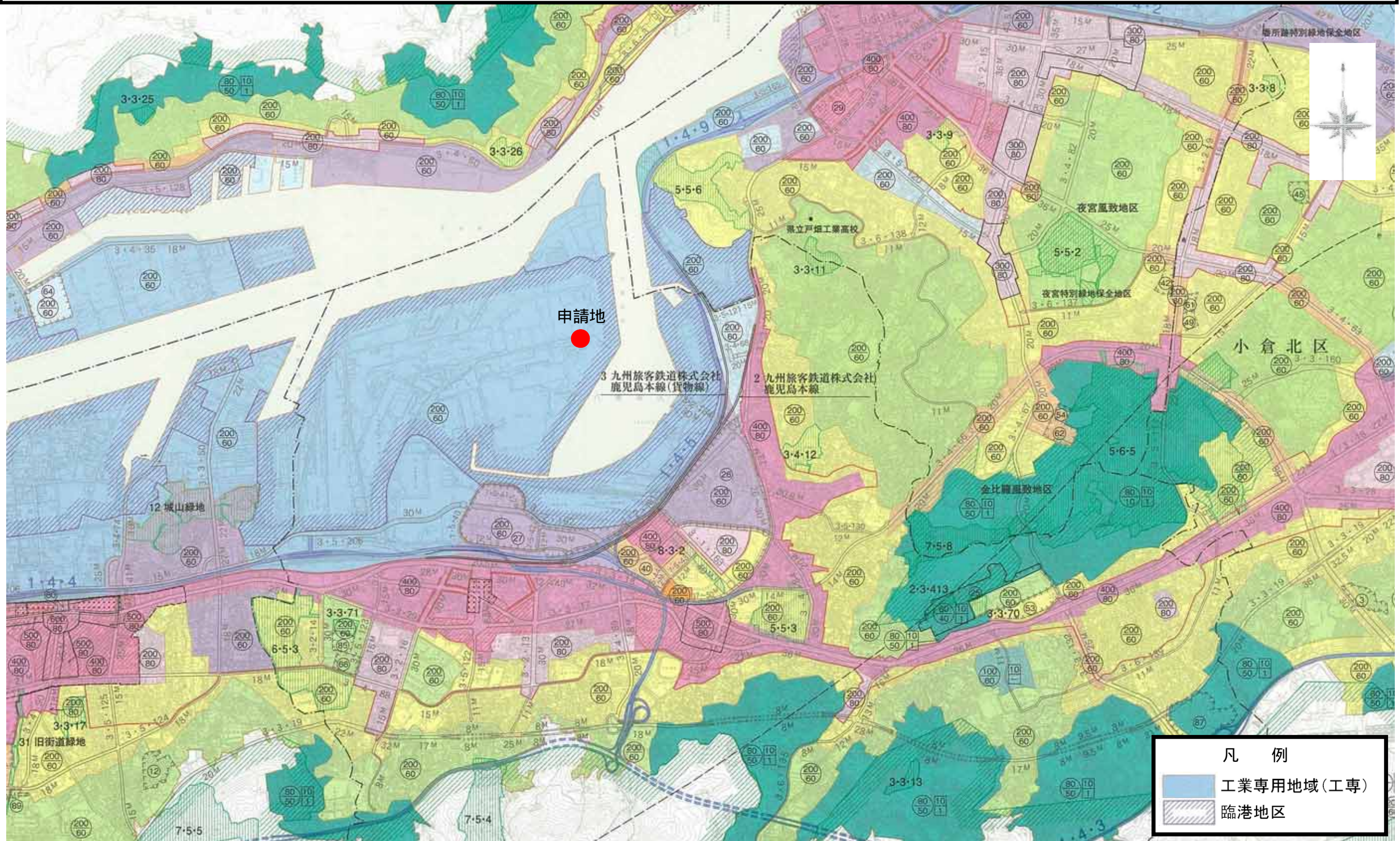
建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることになっている。

申請者	敷地の位置	面 積	備 考
九州製紙株式会社 代表取締役 田北 洋一	北九州市八幡東区 大字前田2142番1	敷地面積: 7,042.50㎡ 建築面積: 1,028.54㎡ 延べ面積: 992.74㎡	処理施設: 産業廃棄物処理施設 施設の種類及び処理能力 汚泥の乾燥施設 140.0㎡/日

申請地は付近見取り図(資料237-1)に示すとおり。

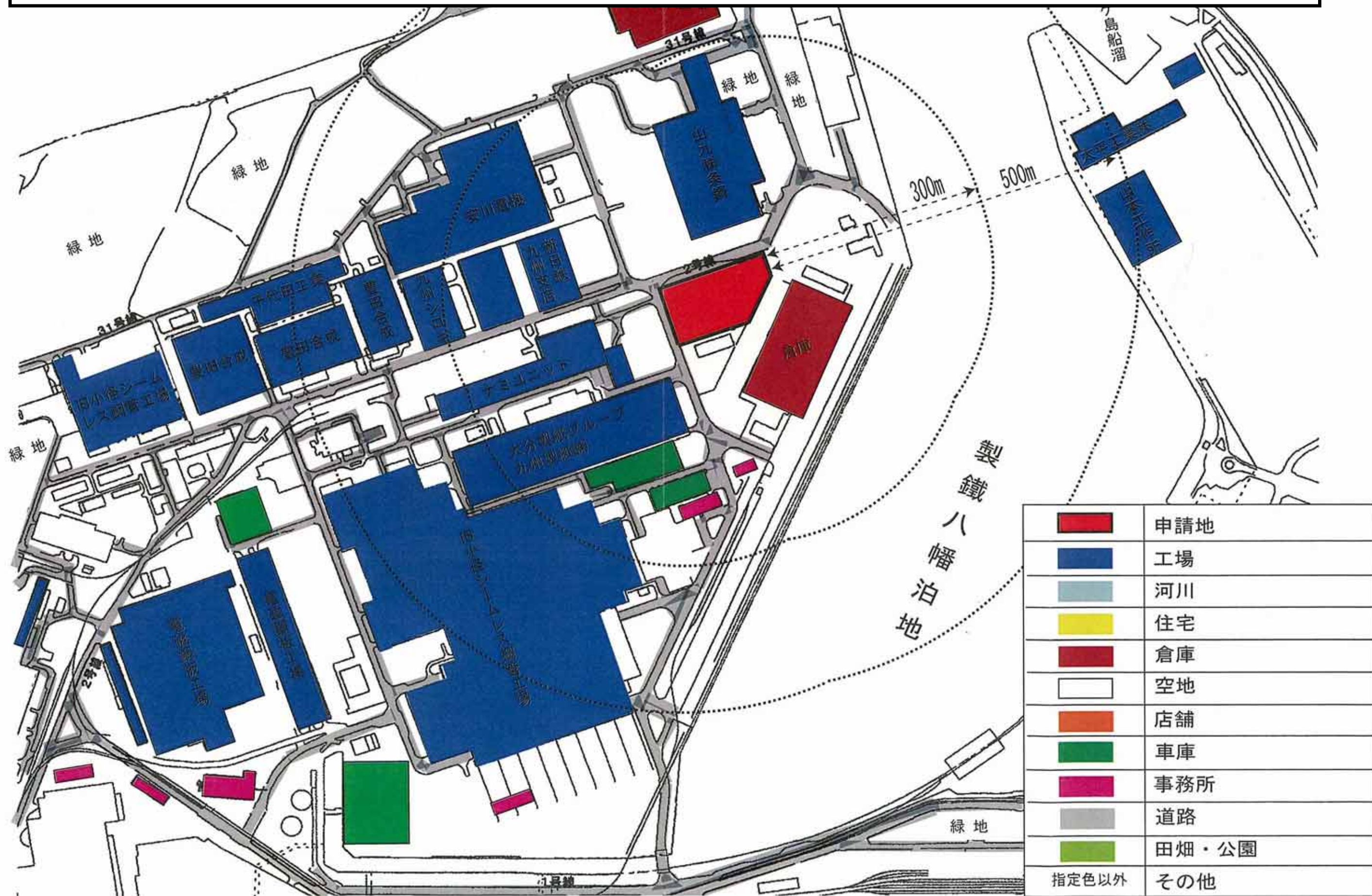
(建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とする理由)  
平成21年6月に汚泥の乾燥処理を目的として、産業廃棄物処理施設(処理能力: 44.1㎡/日)の許可を得ている。また、平成24年3月に当初許可の1.5倍以内の軽微な変更を行い処理能力を60.0㎡/日に変更している。  
今回、汚泥を原料としたフォーミング抑制材等の増生産を行うため、既存の乾燥処理施設(処理能力: 60.0㎡/日)を撤去し、新たな施設(処理能力: 140.0㎡/日)へ設備更新を行うにあたり、再度建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を申請するもの。

建築基準法第51条の規定による汚泥の乾燥施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  
 付近見取り図（用途地域図） S = 1 : 25,000

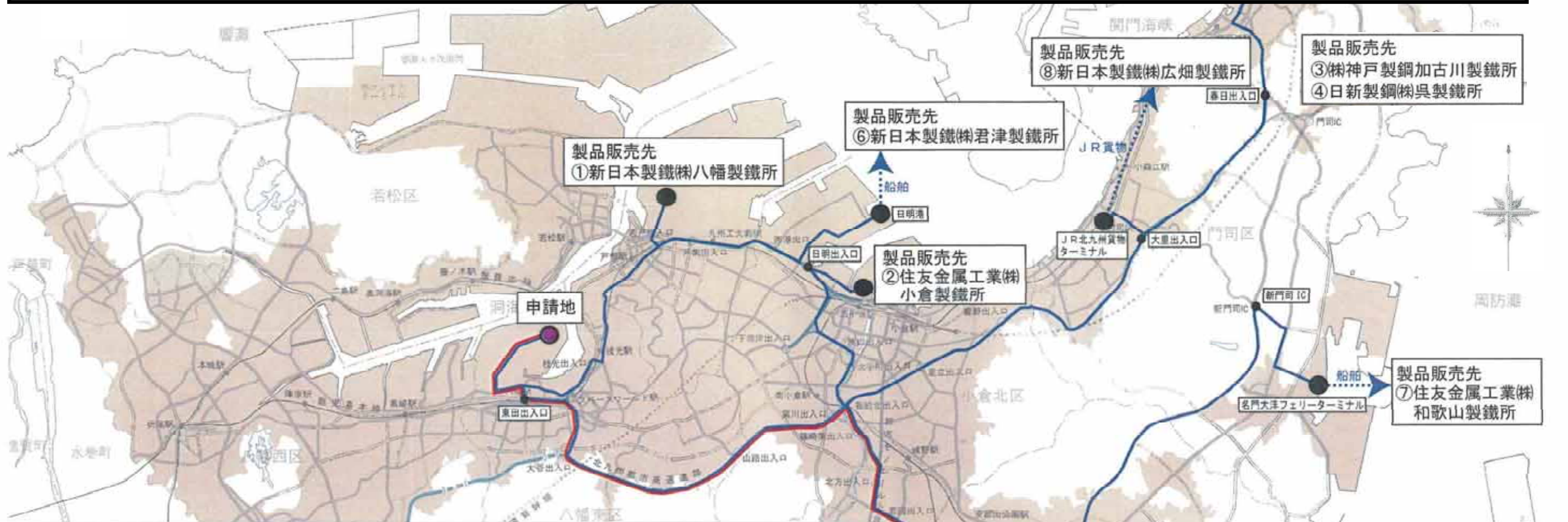


建築基準法第51条の規定による汚泥の乾燥施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

用途現況図 S=1:5,000



# 建築基準法第51条の規定による汚泥の乾燥施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 運搬計画(搬出入経路)図 S = 1 : 90,000



**〔運搬計画等〕**

**1. 運搬計画及び使用車輛等**

**(1) 運搬概要**

グループ会社である大分製紙(株)豊前工場の水処理施設から発生する汚泥を当社グループ会社又は委託業者である産業廃棄物収集運搬業許可車輛を使用し、当該施設へ搬入する。ただし、新日本製鐵(株)の水処理施設より発生する汚泥については、同じ八幡製鐵所構内の申請地内で発生し、ショベルローダーにより搬送を行うため、車両による搬入はなし。また、製造された製品(フォーミング抑制材、保温材)は、当社グループ会社又は委託業者である産業廃棄物収集運搬業許可車輛を使用し、新日本製鐵(株)八幡製鐵所及びその他製鐵工場へ搬入する。

**(2) 運搬計画**

・搬入量 汚泥(大分製紙(株)豊前工場発生分) : 118.0t/日  
 ・搬出量 フォーミング抑制材 : 62.4t/日 保温材 : 26.5t/日 合計 : 88.9t/日  
 ・搬入台数 汚泥 : 12台(10トン車12台)  
 ・搬出台数 製品(フォーミング抑制材) : 8台(10トン車7台、20トン車1台)  
 製品(保温材) : 3台(10トン車2台、20トン車1台) 合計 : 11台

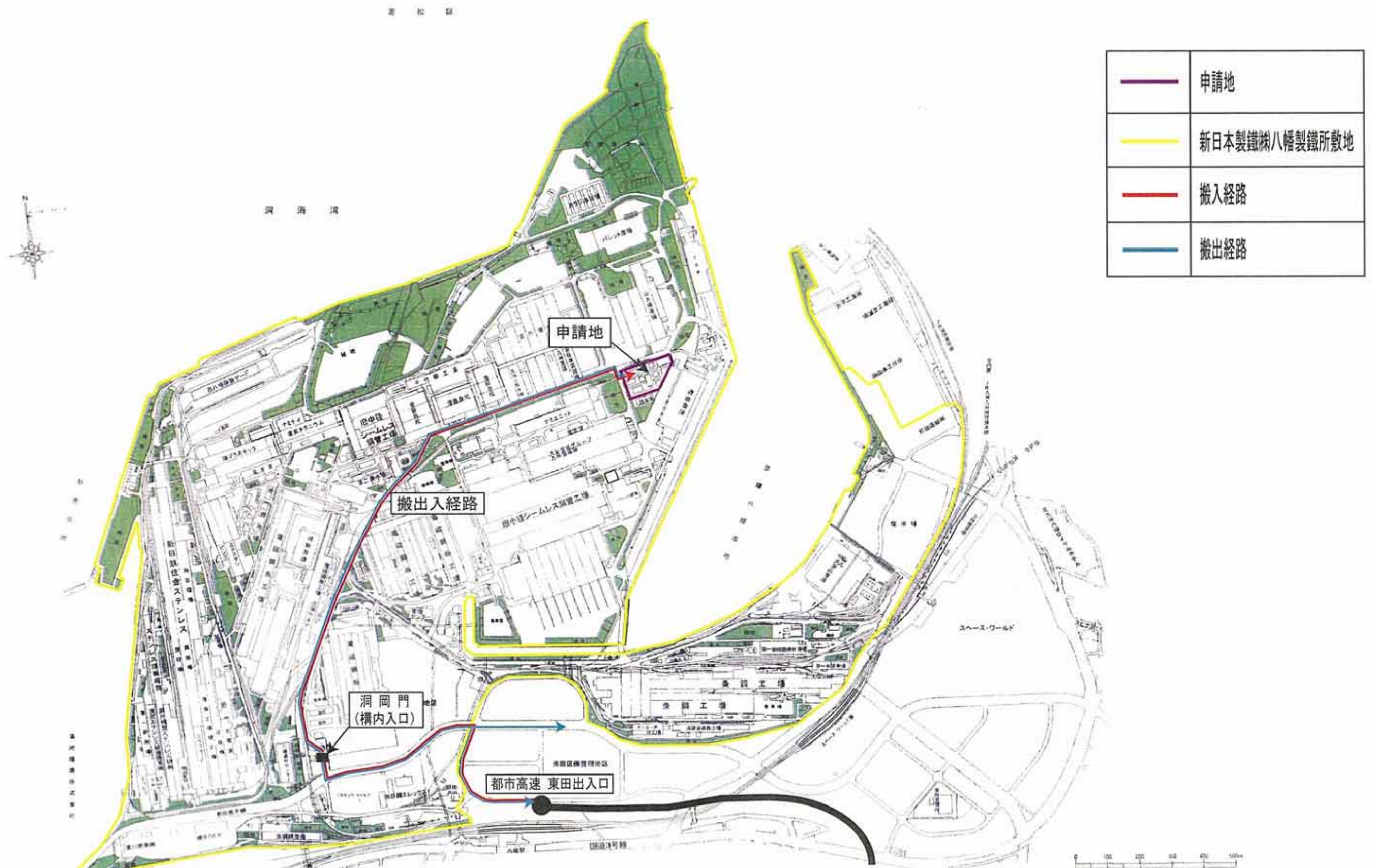
		現在		計 画		増加数
		10tトラック	20tトレーラー	10tトラック	20tトレーラー	
搬入台数	汚泥(製紙スラッジ)	3台	0台	12台	0台	+9台
	搬出台数					
搬出台数	製 品					
	フォーミング抑制材	4台	0台	7台	1台	+4台
	保温材	0台	0台	2台	1台	+3台
合 計		7台	0台	21台	2台	+16台
		7台		23台		





- ・搬入起点 福岡県豊前市沓川312 大分製紙(株)豊前工場
- ・搬入終点 北九州市八幡東区大字前田2142番1 九州製紙(株)北九州工場
- ・搬出起点 北九州市八幡東区大字前田2142番1 九州製紙(株)北九州工場
- ・搬出終点 新日本製鐵(株)八幡製鐵所の他 計8箇所

**2. 搬出入経路**

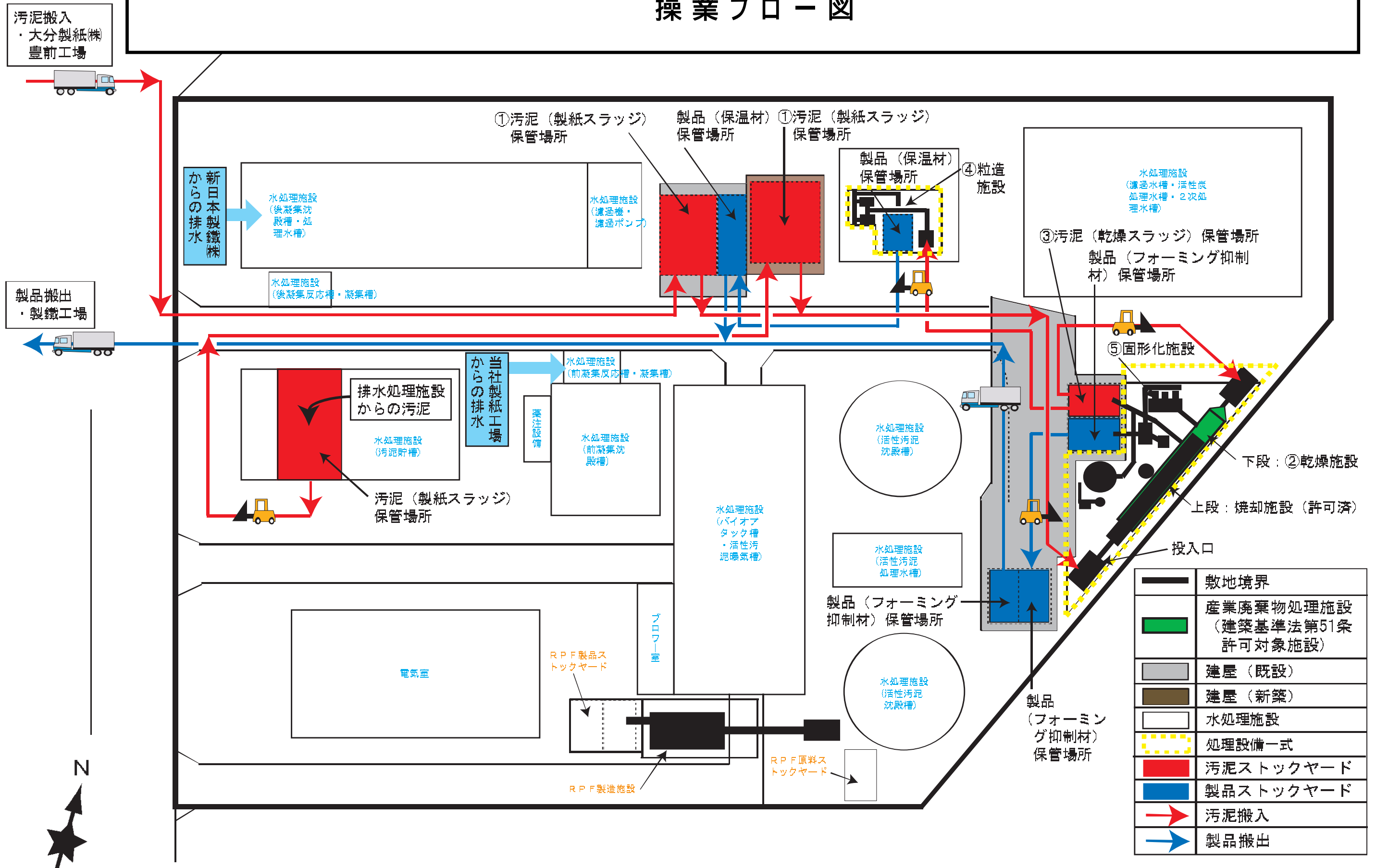
- ・赤色 汚泥搬入
- ・青色 製品(フォーミング抑制材、保温材)搬出

建築基準法第51条の規定による汚泥の乾燥施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  
 運搬計画(搬出入経路)図 S = 1 : 1,200



	申請地
	新日本製鐵株八幡製鐵所敷地
	搬入経路
	搬出経路

# 建築基準法第51条の規定による汚泥の乾燥施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 操業フロー図



# 建築基準法第51条の規定による汚泥の乾燥施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 処理フロー図

